CASE 3

製造業

丸源飲料工業株式会社

会社の思いを確実に伝え、特別休暇の導入・推進を実施

取組のポイント

- 「地元への貢献」「子供の教育問題」「公益性重視」等の会社の思いを実現するため、「リフレッシュ休暇制度」「教育特別休暇」「裁判員休暇」を導入。
- 朝礼を活用した社長からの従業員への呼びかけや、特別休暇の付与対象となった従業員へ個別にメールで周知するなど、会社の思いや情報を確実に伝えている。

取組の目的・概要

・創業から下町で地域密着型の企業として成長してきており、創業当時の従業員数は十数人規模であったこともあり、従業員は家族同様の付き合いで従事していた。そのため、労働時間の制限等もあまり検討されていなかったが、会社の成長に伴い、社員の生活をゆとりあるものとする必要性も高まったため平成３年よりリフレッシュ休暇制度を導入した。

・また、大きな社会問題となっている「子供たちの教育」にも熱心に関わっており、社内的にも子育て中の社員を応援するため、「家庭の教育」支援制度を導入し、その一環として「教育特別休暇」を導入した。

・裁判員制度の開始に伴い、平成 20 年に裁判員制度の体制作りに着手し、従業員が裁判員に選出されて参加するときは、特別休暇扱いにすることを定めた。

・リフレッシュ休暇制度は、勤続 10 年目で３日、20 年目で５日、30 年目で７日付与される特別休暇で、リフレッシュ休暇に対する援助制度もあり、取得率は100%となっている。

・教育特別休暇は、中学３年生までの子供を持つ社員に対し、年２日付与される特別休暇である。小学生・中学生の子供を持つ社員に対し、子供の職場訪問を受け入れる制度と併せて、「家庭の教育」支援制度として推進している。

企業概要

[設立] 1947 年
[事業内容] 製造業
[所在地] 東京都墨田区
[従業員数] 160 名（2018 年 3 月 31 日現在）
[年次有給休暇の取得率] 49.9 %
[年間休日数] 120 日
[ＵＲＬ] http://www.marugen.com/

取組内容と特徴

社員の生活をゆとりあるものとするため、リフレッシュ休暇制度を導入

・創業（大正５年（創立は昭和 22 年））から東京都墨田区の下町で地域密着型の企業として成長してきた背景があり、創業当時は従業員数も十数人であったことから、従業員とは家族同様の付き合いで仕事に従事していた。経済成長の中で仕事量も多かったこともあり、労働時間や休暇制度に関する検討はそれほど成されていなかった。その後、会社が成長していく中で、このままの制度ではいけないとの問題意識が高まり、社員の生活をゆとりあるものとする為、平成３年からリフレッシュ休暇を導入した。

・リフレッシュ休暇は勤続年数によって付与日数と援助金が決められている。対象となる従業員の情報を事前に全社メールで流すことにより、まわりの理解を得られるように工夫している。援助金も出ることもあり、取得率は 100%となっている。

・夏の飲料が売れる時期は多忙になるなど、年間を通じて繁忙期と閑散期で分かれることから、リフレッシュ休暇はできるだけ繁忙期を避けて取得することで、まわりへの影響を最小限に抑える工夫をしている。

「子供の教育」という社会的な問題にも熱心に関わり、教育特別休暇を導入

・地元密着型の企業として成長してきた背景もあり、経営者自ら教育委員会や PTA といった教育関係の取組も熱心に取り組んでいる。さらに、企業として教育の支援を行うため、「家庭の教育」支援制度を導入した。

・「家庭の教育」支援制度は、「教育特別休暇」と「職場訪問」の２つの取組から構成されている。「教育特別休暇」は中学３年生までの子供を持つ社員に対し、年２日の特別休暇を付与するもので、子供の学校行事への参加や、子供と一緒にボランティア活動に参加する等、子供の教育を目的とした休暇とし、その取得を奨励している。

・その他、育児のための時短勤務は、通常は小学校にあがるまでのところを、本人の希望により延長することを認めているなど、特別休暇と併せて子育て世代の労働環境改善に取り組んでいる。

公益性を重視する会社としての姿勢から裁判員休暇制度を導入

・東京商工会議所が主催した裁判員制度の説明会に参加したことをきっかけに、平成 20 年から裁判員制度の体制作りに着手した。就業規定に従業員が裁判員に選出されて参加した時は、特別休暇扱いとすることを規定した。従業員の家族が選出され、従業員の協力があれば参加できる場合も同様としている。

・裁判員制度に対しては、社長から朝礼で会社の姿勢を明言した上で制度の概要等を説明したことにより、裁判員制度に対する理解の醸成が図られ、特別休暇の導入も円滑に実施することができた。

・公益性を重視する会社としての姿勢を伝えていることから、裁判員として裁判に参加するかどうかの最終的な判断は個人に任せるものの、辞退する場合は仕事を理由にしないように伝えている。そのため、裁判員休暇制度には日数の規定は設けず、かかった日数分の特別休暇を付与している。

制度利用者の声

経営企画室　購買需給管理グループ　荒井　宣行　さん

リフレッシュ休暇制度を利用して、念願であった東京離島に旅行してきました。

一番行きたかった所は、小笠原諸島でしたが諸々の条件が厳しかったこともあり、今回は八丈島にしました。当初は、船旅を目論見ましたが、妻の猛反対で往復飛行機です。

その分、島の滞在時間が多くとれ、八丈島の美しい自然と今の住まいでは決して見ることの出来ない圧倒する星空に癒され、五つの温泉にも浸かり、ゆったりのんびりと島の時間を楽しめ、心身ともにリフレッシュができました。

また、八丈島だけでは、休暇を使い切らず、残った休暇で JR の観光列車 (おいこっと・HIGH RAIL・リゾートビューふるさと) による旅をし、各地の名産・銘酒・温泉などたっぷり楽しめました。

リフレッシュ休暇により日頃の疲れと充分な？家族へのサービスができ、明日からも引き続き鋭気に満ちた業務に励みたいと思った次第です。